



目的明示の事例紹介

**「久しぶりにお茶しない？」と友達を誘った。
その席で興味があるかもしれないと思い、
ビジネスの話、商品の話をしたが、
その手の話には興味がないと断られた。**

何が問題なののでしょうか？



ここが問題です！

**目的を明示せずに、
連鎖販売取引の勧誘をする行為は
特商法違反です。**

**消費生活センターへの苦情実例として、
「腰痛セミナーと聞いたが、実際は
化粧品の販売だった」
「同窓会の打ち合わせで会ったら勧誘された」
というものがあります。**